

特定退職年金共済制度 被共済者異動通知書兼退職年金等請求書 記入要領

- 用紙は2枚複写となっていますので、記入例をご参照の上、ボールペンでご記入ください。
- 退職年金、遺族一時金及び解約手当金の請求の際は、「退職所得の受給に関する申告書」への記入は必要ありません。
- 「受取人記入欄」と「退職所得の受給に関する申告書」の押印は、同一印にてお願いします。
(退職年金及び遺族一時金の請求の際は、印鑑証明書をご添付いただき、押印は印鑑証明印にてお願いします。)
- ご記入が終わりましたら、2枚目「事業所控」をお手元に残していただき、1枚目「ゼいたいきょう提出用」を、裏面に記載の添付書類をお取り揃えのうえ、ご提出ください。

「退職一時金」請求記入例

一般社団法人 ゼいたいきょう 御中

ゼいたいきょう提出用
平成 28 年 4 月 25 日

特定退職年金共済制度
被共済者異動通知書兼退職年金等請求書

下記被共済者が退職(死亡)又は解約したことを証明し、併せて下記事項を通知いたしますので退職年金共済規約に定めるところにより下記受取人に対して退職年金等をお支払いください。

共済契約者	事業所コード	被共済者番号	被共済者氏名	
	1 2 3 4 5	3	姓 新田	名 彩香
記入欄	被共済者の生年月日	加入年月日	退職年月日	請求事由
	昭和 2 02 23	昭和 25 03 01	平成 28 04 30	退職年金 () 退職一時金 (○) 遺族一時金 () 解約手当金 ()
受取人	住所	代表者名	脱退口数	掛金中断期間有無
	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-61	大宮 太郎	15	(無)
受取人	上記の通り退職年金共済規約に定めるところにより請求します。	電話	電話 048 (123) 4567	
	〒 3 3 0 - 0 0 0 1	電話	電話 048 (198) 7654	
受取人	現住所	氏名	続柄	口座番号(右づめ記入)
	埼玉県さいたま市大宮区銀座 1-2-20	新田 彩香	本人	3 3 9 0 1 2 5
受取人	送金先	口座種類	口座名義人(カタカナ)	
	中央 大宮 (支店)	普通 (当座)	ニ ッ タ ア ヤ カ	
受取人	請求事由の退職年金・遺族一時金・解約手当金に○をされた方は、退職所得の受給に関する申告書への記入は必要ありません。	氏名	新田 彩香	
	28 年 4 月 25 日 提出 退職所得の受給に関する申告書(写)	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
受取人	大宮税務署長殿 平成 28 年分 退職所得申告書(写)	現住所	埼玉県さいたま市大宮区銀座 1-2-20	
	〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町 2丁目88番地	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	平成 28 年 4 月 30 日	
受取人	名称 一般社団法人 ゼいたいきょう	退職の区分等	生活扶助 () の有() 無()	
	法人番号 2 0 3 0 0 0 5 0 1 5 6 6 6	(ご注意) 次の方は、この申告書では要件を満たしませんので所定の受給に関する申告書をご提出ください。 ①あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合。 ②あなたが前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある場合。	計算基礎となった勤続期間(この制度の加入期間)	加入年月日) 昭和 (平成) 25 年 3 月 1 日 (脱退年月日) 平成 28 年 4 月 30 日
受取人	個人番号利用目的	※退職年金等の請求に際しては、本人確認書類を添付してください。		
	通信欄	過去勤務期間		
ゼいたいきょう使用欄		有	無	期間
		年	完納済	完納前
		年	通算勤続年数	年

提出日をご記入ください

加入申込書使用印と同一印をご使用ください

同一印で押印ください

加入年月日をご記入ください

退職年月日をご記入ください

加入者名簿等をご確認ください

提出日をご記入ください

退職年金等の請求に際しては、以下の(1)又は(2)の本人確認書類を添付してください。

【本人確認書類】

(1)	又は	(2)
・ 個人番号カードの両面の写し 1通 (番号確認と身元確認の両方ができます)		①番号確認 ・ 通知カードの写し ・ 個人番号入り住民票の原本 上記2点の内いずれか 1通
		②身元確認 ・ 運転免許証の写し ・ パスポートの写し ・ 健康保険証の写し + 年金手帳の写し 上記3点の内いずれか 1通

ただし、以下の方は、本人確認書類の提出は必要ありません。

- ①退職年金に○をされた方で、毎年の支給額が30万円以下の方
- ②遺族一時金又は解約手当金に○をされた方で、支給額が100万円以下の方
 (該当するかどうかは事務局へお問い合わせください。)

退職年金、遺族一時金及び解約手当金については、上記本人確認書類の他、下記の添付書類が必要となります。詳細は事務局へお問い合わせください。

退職年金	…	被共済者の印鑑証明書(押印は印鑑証明印にてお願いします。)
遺族一時金	…	①被共済者の除籍謄本 又は 除籍抄本 ②遺族受取人であることを証する書類 ③受取人の印鑑証明書(押印は印鑑証明印にてお願いします。) ④遺族受取人の同順位者が2名以上あるときは、代理受領に関する書類 (被共済者との関係により、必要書類が異なります。詳細は事務局へお問い合わせください。)
解約手当金	…	被共済者全員の同意書 又は 解約理由書

個人番号記入書類チェックリスト

支給の種類	個人番号	本人確認書類	個人番号記入書類
退職一時金	○	○	退職所得の受給に関する申告書
退職年金	年間支給額 30万円以下	-	公的年金等の源泉徴収票
	年間支給額 30万円超	○	
遺族一時金	支給額 100万円以下	-	退職手当金等受給者別支払調書
	支給額 100万円超	○ 被共済者 受取人	
解約手当金	支給額 100万円以下	-	生命保険契約等の一時金の支払調書
	支給額 100万円超	○	

(注)死亡された被共済者については、本人確認書類の添付は必要ありません。個人番号のみ、お知らせください。